

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（仮称）

逐条説明資料

法務省大臣官房司法法制部

目次

目次	1
題名関係	1
第1条関係 (目的)	2
第2条関係 (定義等)	3
第3条関係 (国の責務)	7
第4条関係 (基本方針)	8
第5条関係 (指定等)	9
第6条関係 (業務)	11
第7条関係 (情報提供の求め等)	13
第8条関係 (業務規程)	18
第9条関係 (事業計画等)	20
第10条関係 (契約の締結及び解除)	21
第11条関係 (業務の休廃止)	22
第12条関係 (保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)	23
第13条関係 (仮名加工民事裁判情報の作成等)	25
第14条関係 (委託)	26
第15条関係 (帳簿の備付け等)	27
第16条関係 (監督命令)	28
第17条関係 (報告及び検査)	29
第18条関係 (指定の取消し等)	30
第19条関係 (法務省令への委任)	31
第20条関係 [保有民事裁判情報等の不正提供等]	32
第21条関係 [民事裁判情報管理提供業務の無許可廃止等]	34
附則第1条関係 (施行期日)	35
附則第2条関係 (民事裁判情報管理提供業務の準備行為)	36
附則第3条関係 (調整規定)	37
附則第4条関係 (法務省設置法の一部改正)	41
附則第5条関係 (検討)	43

題名関係

本法律は、令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法の規定により作成された電子判決書等に記録されている事項に係る情報について、その適正かつ効果的な活用の促進を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、当該情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講ずるものである。

こうした情報は、司法制度改革審議会意見書や民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめにおいて、「判例情報」や「民事判決情報」などと呼称されてきた。本法においては、このような呼称を参考にしつつ、電子判決書のみならず電子決定書の内容も含めて活用のための基盤整備を図ることとすることから、当該情報を「民事裁判情報」として、本法律の題名を「民事裁判情報の活用の促進に関する法律」としている。

第1条関係 (目的)

〔概要〕

本条はこの法律の目的を定めるものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 制定に至る認識及び動機

近時、デジタル化の進展に伴い、民事裁判の内容を個別に分析するにとどまらず、全体を通じた傾向分析、より精緻な統計分析、機械学習の素材とすることによる高品質な法的サービスの提供等の新たな活用をすることが技術上可能になった。民事訴訟手続のデジタル化によって判決書等が電磁的記録として作成されるようになることも相まって、個別にみれば必ずしも先例性や社会的関心があるとはいえないものも含め、あらゆる事案に係る民事裁判情報について、更なる活用の可能性が生じている。このように、民事裁判情報に対する需要は高度化し、かつ多様化しており、社会全体で共有すべき公共財としての価値を十分に発揮させるための基盤整備が求められている。

本条においては、上記のような認識及び動機を「デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、」として表現することとしている。

2 直接の目的とその達成の手段

民事裁判情報の活用のための基盤整備を図るためには、国が必要な施策を策定するなどの責務を果たし、基本的な方針の下で関係者相互の連携協力を図りつつ、施策を実施していくのが効果的であると考えられる。また、民事裁判情報には、訴訟関係者の氏名及び住所のみならず、紛争に関する詳細な事実経過に係る情報が含まれることから、これらの情報を適正に活用するに当たっては、訴訟関係者の権利利益に配慮するため、その氏名を削除するなどの加工が必要となる。

そこで、本法律においては、「民事裁判情報の活用の促進に関し、国の責務、法務大臣による基本方針の策定、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定等について定めること」を手段とし、「民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図る」ことを直接の目的とすることとしている。

3 究極的な目的

民事裁判情報が国民に提供されることにより、その提供先において、前記1の新たな活用が可能になる。その成果が様々な主体に利用されることにより、司法の分野に関わる様々な主体の活動の質の向上はもとより、法務に関する調査及び研究（法務省設置法第4条第1項第6号）や司法制度に関する企画及び立案（同項第3号）の充実、さらには民間におけるAIを用いた新規産業の創出等が期待される。

そこで、本法の究極的な目的は、「創造的かつ活力ある社会の発展に資すること」としている。

第2条関係 (定義等)

【概要】

本条は、本法律において用いられる用語の定義を規定する(第1項)とともに、法務大臣が所要の省令を制定し、又は改廃する場合において、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならないものとする(第2項)ものである。

【規定の内容及び理由】

1 第1項関係

本項においては、前条で用いられている「民事裁判情報」(第1号)、所要の加工の対象となる「保有民事裁判情報」(第2号)、加工後の情報である「仮名加工民事裁判情報」(第3号)及び民事裁判情報に関連する情報であってその活用の促進に資する「民事裁判関連情報」(第4号)の定義をそれぞれ規定することとする。

(1) 民事裁判情報(第1号関係)

本法律は、令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法の規定により作成されるようになる電子判決書等に記録されている事項に係る情報について、その適正かつ効果的な活用の促進を図るものであり、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第53号)によってデジタル化が図られる民事執行手続等において作成される電子決定書その他の電子裁判書はその対象としていない。そこで、本号において民事裁判情報の定義を規定するに当たり、「民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された」電磁的記録に記録されている事項に係る情報に限定することとする。したがって、本法律の施行後、人事訴訟手続において作成される電子判決書は、本号イの対象外である。

その上で、民事裁判情報は、電子判決書、これに代えて作成される電子調書及び電子決定書に記録されている事項に係る情報をいうものとし(第1号柱書)、本号イからハまでにこれらの電磁的記録を列挙することとする。なお、本号ロにおいては、民事訴訟法において「電子調書」を規定する同法第160条第1項を引用していないところ、これは同項に規定される電子調書一般を本法律の対象とするのではなく、電子判決書の作成に代えて作成される電子調書をその対象とするため、「民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書」とすることで、民事訴訟法において定義された電子調書であって同項に規定されるものに限定するものである。この点については、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律第21条第2項の規定ぶりを参考とした。

本号ハにおいては、本法律の対象となる電子決定書の範囲について「法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの」としている。この点については、活用が期待できないものまで基幹データベースに収録することによって指定法人が行う加工や管理の事務負担が過度に増加すること等を防止するために限定

をするものであり、法令の解釈適用について参考となるという観点から基幹データベースに収録する意義があると考えられるものとしては、①正確な民事判決の内容を知るために必要となるもの（判決に対する更正決定等）、②民事判決に係る事件の帰すうを知るために必要となるもの（上告裁判所による上告の却下等）及び③裁判所の判断やその過程を分析する方法による活用が期待されるもの（文書提出命令に関する決定や行政事件訴訟法における仮の救済に関する決定等）を想定している。

(2) 保有民事裁判情報（第2号関係）

指定法人は、最高裁判所から提供を受けた民事裁判情報について、訴訟関係者の氏名を削除するなど所要の加工を行った上でこれを利用しようとする者に提供することとなる。この加工に当たっては、最高裁判所の使用する電子計算機に記録された情報そのものを対象とすることはできないため、指定法人が保有する民事裁判情報を加工する必要がある。そこで、指定法人が最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であって、当該指定法人が保有しているものを「保有民事裁判情報」と定義して、本法における加工の対象とする。

(3) 仮名加工民事裁判情報（第3号関係）

保有民事裁判情報には、訴訟関係者の氏名、住所、生年月日等の情報が含まれるところ、こうした情報が民事訴訟法上の閲覧に供されるにとどまらず、電磁的記録として広く一般に提供されることになれば、訴訟関係者にとって不測の権利利益侵害が生ずるおそれがある。そこで、保有民事裁判情報に一定の加工を行って他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにしたものを「仮名加工民事裁判情報」と定義し、利用者への提供の対象とする。上記加工の対象となる情報は、「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号」としているところ、その詳細は第13条第1項の委任に基づく法務省令に定めることを想定しており、本号において例示したもののほか、クレジットカード番号、預貯金口座番号等不正に利用されることにより財産的被害が生ずるおそれのある情報や電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス等の民事裁判情報の活用に資することが直ちに想定されない人の特定に関わる情報を規定することを想定している。

上記のとおり特定の個人の氏名については所要の加工をすることとしているが、電子判決書等には、当該電子判決書等の作成に関与した裁判官の氏名が記録されるところ、当該裁判官の氏名は、利用者の関心が高く、提供する必要がある情報であるということが出来る。一方で、電子判決書等に当該裁判官の私生活上の事柄が記録されることは想定し難いこと等を踏まえれば、その氏名に上記加工をしなくても、当該裁判官の権利利益を害するおそれが少ないものといえる。こうした事情は、訴訟代理人弁護士等にも妥当する。そこで、本号において、「特定の個人」からこれらの者を除くため、「当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を

除く。」と規定することとする。

(4) 民事裁判関連情報（第4号関係）

民事裁判情報の活用を促進するためには、当該民事裁判情報に係る裁判について上訴があった旨の情報等、その分析に資する関連情報を併せて提供することが有益である。そこで、民事裁判情報に関連する情報であって、その活用の促進に資するものとして法務省令で定めるものを「民事裁判関連情報」と定義し、指定法人は、これを収集整理し、仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して提供するよう努めるものとする。

2 第2項関係

本法律の対象とする民事裁判情報に係る電子決定書について定める法務省令（前項第1号ハ）や民事裁判関連情報について定める法務省令（前項第4号）は、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供その他の必要な措置を講ずるものとされている（第3条第2項参照）最高裁判所の事務に関わるものであることから、本項において、これらの法務省令の制定又は改廃に当たり、法務大臣は、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならないものとする。

（参照条文）

○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）【令和4年法律第48号による改正後のもの・未施行】

（口頭弁論に係る電子調書の作成等）

第六十条 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2～4 （略）

（電子判決書）

第二百五十二条 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

一～六 （略）

2 （略）

（言渡しの方式の特則）

第二百五十四条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかわらず、電子判決書に基づかないことができる。

一 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合

- 二 被告が公示送達による呼出しを受けたにもかかわらず口頭弁論の期日に出頭しない場合（被告の提出した準備書面が口頭弁論において陳述されたものとみなされた場合を除く。）
- 2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをしたときは、電子判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の電子調書に記録させなければならない。
- 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）【令和4年法律第48号による改正後のもの・未施行】
（外国等の不出頭の場合の民事訴訟法の特例等）
- 第二十一条 （略）
- 2 前条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する判決についての電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいう。）又は同法第二百五十四条第二項の電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（次項及び第四項において「電子判決書等記録事項証明書」という。）の当該外国等に対する送達について準用する。
- 3・4 （略）

第3条関係 (国の責務)

〔概要〕

本条は、民事裁判情報の活用の促進に関し、国の責務を規定するものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 第1項関係

民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進するためには、政府において所要の施策を策定し、実施することが必要であり、その実施に当たっては最高裁判所を始めとする関係者と協力することが不可欠である。そこで、本項において、その旨規定することとする。

2 第2項関係

本法律においては、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図るため、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定等について定めることとしているところ、当該業務を行うに当たっては、最高裁判所から所要の情報が提供されることが不可欠である。そこで、本項において、最高裁判所は、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4条関係 (基本方針)

〔概要〕

本条は、民事裁判情報の活用の促進に関する基本方針の策定（第1項）、基本方針に定める事項（第2項）並びに基本方針の策定及び変更に係る所要の手續（第3項から第5項まで）について規定するものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 法務大臣が基本方針を定めなければならないものとする理由（第1項関係）

民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進するためには、指定法人はもとより、民事裁判情報の提供元となる最高裁判所を始めとする多様な関係主体が、民事裁判情報の活用の促進の意義を共有し、政府が策定する施策の適切な実施のために相互に連携・協力する必要がある。そこで、上記の意義や施策に関する基本的な事項を明らかにするために、法務大臣が基本方針を定めなければならないこととするものである。

2 基本方針に定める事項（第2項関係）

前記1の理由に照らせば、基本方針においては、関係主体が共有すべき民事裁判情報の活用の促進の意義及び連携・協力を要する施策の内容を明らかにする必要があるとともに、施策の具体的内容をなす民事裁判情報管理提供業務の在り方を示す必要がある。そこで、本項各号に、民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項（第1号）、民事裁判情報の活用の促進のための施策に関する基本的な事項（第2号）、保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項（第3号）及び前3号に掲げるもののほか、民事裁判情報の活用の促進に関する重要事項（第4号）を定めるものとする。

3 基本方針の策定及び変更に係る所要の手續（第3項から第5項まで）

基本方針の内容は、前条第2項において民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供その他の必要な措置を講ずるものとされている最高裁判所の事務に関わるものであるから、法務大臣は、基本方針の策定及び変更に当たり、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かななければならないものとする（第3項及び第5項）。

前記1の理由に照らせば、策定又は変更された基本方針は、多様な関係主体に周知される必要があることから、法務大臣は、基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする（第4項及び第5項）。

第5条関係 (指定等)

〔概要〕

本条は、民事裁判情報管理提供業務を行う者の指定及びその要件（第1項）並びに指定後の手続（第2項）について規定するとともに、指定法人に所要の届出義務を課すなどする（第3項から第5項まで）ものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 指定の要件（第1項関係）

(1) 「一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人」であること

民事裁判情報は、民事訴訟法の規定により本来誰でも閲覧できるものであり、公共財ともいふべき性格を有していることから、これに仮名処理等を行って広く一般の需要に応ずるに足りるデータベースを整備し、利用者に提供する民事裁判情報管理提供業務には、公益的性格があるというべきであり、利用料金をなるべく低廉なものにとどめて民事裁判情報の活用を幅広く促す観点からも、営利を目的としない者が行うことが適切である。そこで、当該業務を行うことができる者を一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人に限ることとする。

なお、「その他営利を目的としない法人」としては、例えば、特殊法人すなわち特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人を想定している。

(2) 「全国に一を限って」指定することができるものとする

指定法人が取り扱う保有民事裁判情報等には、訴訟関係者の氏名や住所のみならず紛争に関する詳細な事実経過に係る情報が含まれるところ、複数の法人が指定を受けてこうした情報を取り扱うこととなれば、情報の漏えい・拡散のリスクを各段に高めることとなる。また、指定法人は、万一仮名処理等の漏れがあった場合や訴訟関係者の権利利益の保護を図るために一定の基準を超える仮名処理等を要する個別具体的な事情がある場合に、利用者や訴訟関係者からの苦情の申出を受け付け、必要に応じた処理をすることが求められる（第8条第2項第5号）。複数の法人がこうした処理を行うこととなれば、統一的な処理を期待することができないし、苦情の申出先が不明確になったり、それぞれの法人に申出をしなければならなくなったりするという弊害がある。そこで、本法律においては、全国に一を限って民事裁判情報管理提供業務を行う者の指定をすることができるものとする。

(3) 指定法人が備えるべき要件（第1号から第5号まで）

民事裁判情報管理提供業務は、訴訟関係者の氏名や住所のみならず紛争に関する詳細な事実経過に係る情報をも取り扱うものであるから、適正かつ確実に実施されなければならない。そのためには所要のシステムを構築し、適切に運用して仮名処理等を行い、利用者への提供を行う必要があり、指定法人には経理的基礎や技術的能力が必要に

なる。そこで、「民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」という要件を設けるものとする（第1号）。

また、前記(1)の公益的性格に照らし、民事裁判情報管理提供業務は公正に行われる必要があることから、役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること（第2号）、民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること（第3号）、第18条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと（第4号）及び役員のうち欠格事由に該当する者がいないこと（第5号）を規定するものである。

2 指定後の手続（第2項関係）

どの法人が指定法人として指定されたかは、仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者にとって、また、仮名処理等に関する苦情（第8条第2項第5号参照）の申出をしようとする訴訟関係者にとっても、重要な事項であることから、指定をした場合は、法務大臣が指定法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示するものとする。

3 指定法人の届出義務等（第3項から第5項まで）

指定法人は、法務大臣が指定し、その監督を受けるものであることから、指定法人が名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、事前に届け出なければならないこととし（第3項）、前記2と同様に、届出があったときは法務大臣がその旨を公示するものとする（第4項）。

また、本法律においては、前記1(2)のとおり指定の要件として役員のうち欠格事由に該当する者がいないことを規定するとともに、指定法人が当該要件に該当しないこととなったときは、法務大臣が当該指定法人の指定を取り消すことができることとする（第18条第1項第3号）から、法務大臣が役員の交代を把握できるよう、指定法人の役員の選解任につき届出義務を課すものである（第5項）。

第6条関係 (業務)

〔概要〕

本条は、民事裁判情報管理提供業務の内容を規定するとともに（第1項）、指定法人は仮名加工民事裁判情報等を利用して司法制度の充実に資する調査及び研究の業務を行うことができる旨規定するもの（第2項）である。

〔規定の内容及び理由〕

1 民事裁判情報管理提供業務の内容等（第1項関係）

本項においては、仮名加工民事裁判情報の作成（第1号）、当該情報の提供（第2号）、保有民事裁判情報等の管理（第3号）及び附帯業務（第4号）を規定することとし、指定法人は、この法律及び基本方針に従って定められ法務大臣の認可を受けた業務規程の定めるところにより、これらの業務を行うものとする。

(1) 仮名加工民事裁判情報の作成（第1号関係）

ア 広く一般の需要に応ずるに足りる…データベースを整備するため

本法律は、デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図ることを直接の目的として民事裁判情報管理提供業務を行う者の指定等について定めるものである。このような目的を達成するためには、指定法人が民事裁判情報管理提供業務を行うに当たって、機械学習の素材とすることなど新たな方法による利用を含めた様々な需要に応じることができるよう、あらゆる事案に係る民事裁判情報について、利用者に提供できるよう仮名処理等をした上で保有しておくことが求められる。そこで、本号において、仮名加工民事裁判情報の作成が「広く一般の需要に応ずるに足りる仮名加工民事裁判情報に係るデータベースを整備するため」に行われるものであることを規定することとする。

イ 保有民事裁判情報を整理し、及び加工して仮名加工民事裁判情報を作成すること

指定法人が保有民事裁判情報を取り扱うに当たっては、最高裁判所から提供を受けた電磁的記録を一意に識別するためにIDを付すなど所要の作業をする必要がある。そこで、保有民事裁判情報を「整理し」と規定することとする。その上で、指定法人は、当該情報に含まれる特定の個人の氏名等を削除（復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）する措置を講じる必要がある（第2条第1項第3号）。このような措置を「加工」と規定するものである。

(2) 電磁的方法…により提供すること（第2号関係）

前記(1)アの直接の目的に照らして、指定法人は、デジタル技術を利用した民事裁判情報の活用の促進に資するような方法で仮名加工民事裁判情報を提供することが求められる。そこで、本号において、利用者への提供の方法について、「電磁的方法…によ

り提供すること」と規定するものである。

(3) 保有民事裁判情報等を管理すること（第3号関係）

前記(1)イの作業等を行って基幹データベースを整備した上で、指定法人が前記(2)の提供を適正かつ確実に行うためには、仮名加工民事裁判情報を提供に適した状態に保つことが必要となる。また、保有民事裁判情報には訴訟関係者の氏名及び住所のみならず、紛争に関する詳細な事実経過に係る情報が含まれることから、情報漏えい等により本制度に対する国民の信頼を損なうことのないようにする必要もある。そこで、本号において、民事裁判情報管理提供業務の内容として、保有民事裁判情報等の「管理」を規定するものである。このような規定の趣旨に照らして、「管理」には、仮名加工民事裁判情報について電子判決書等の記録内容と齟齬がないよう正確性を保つこと、訴訟関係者等の苦情の申出に応じて適切な処理を行って（第8条第2項第5号参照）、提供に適した状態に保つこと、保有民事裁判情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の安全管理措置（同項第3号参照）等が含まれる。

(4) 附帯業務（第4号関係）

指定法人は、仮名処理等に用いるAIに関する調査研究、仮名加工民事裁判情報等の利用状況に関する調査分析、本制度の周知広報等の業務を行うことが想定されることから、本号において附帯業務を規定するものである。

なお、民事裁判関連情報の収集整理及び提供については、努力義務にとどめるものとしていること（第7条第2項参照）から、民事裁判情報管理提供業務には含めないこととしており、本号の附帯業務にも含まれない。

2 司法制度の充実に資する調査及び研究の業務（第2項関係）

本法律の究極的な目的は、基幹データベースを通じて仮名加工民事裁判情報が国民に提供されることにより、提供先において裁判例全体を通じた傾向分析等を行うことができるようにし、その成果を通じて高品質な法的サービスの提供や司法制度の充実・強化を図り、創造的かつ活力ある社会の発展に資することにある。この過程において指定法人は全ての仮名加工民事裁判情報を保有することとなるから、指定法人が自らこうした分析等の調査研究を行い、その成果を国民に還元することができれば、本法律の目的の達成に資することになるとともに、司法制度に関する企画及び立案（法務省設置法第4条第3号）に役立つなど、法務省の所掌事務を補助することにもなる。そこで、指定法人は、仮名加工民事裁判情報等を利用して司法制度の充実に資する調査及び研究を行うことができるものとする。

第7条関係 (情報提供の求め等)

〔概要〕

本条は、指定法人が民事裁判情報管理提供業務を行うための情報の取得等に関して、最高裁判所に対し、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供を求めることができるものとし（第1項）、それに加えて、民事裁判関連情報を収集整理し、及び提供する努力義務を課すもの（第2項）である。

〔規定の内容及び理由〕

1 最高裁判所に対する情報提供の求め（第1項関係）

(1) 規定を設ける理由及び訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除外すること

民事裁判情報管理提供業務を行うためには、最高裁判所から民事裁判情報の提供を受けることが必要不可欠であることから、指定法人は、最高裁判所に対し、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供を求めることができることとするものである。

ただし、民事訴訟法その他の法令の規定により訴訟記録の閲覧等が制限される部分には、当事者の私生活についての重大な秘密等（民事訴訟法第92条第1項第1号参照）が記録されていることから、最高裁判所が指定法人に当該部分を提供しないようにする必要がある。そこで、本項において、提供の求めの対象から「民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分」を除くものとする。なお、「その他の法令の規定」とするのは、民事訴訟法第92条第1項のほか、同条第2項、第133条第3項、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第36条第1項等の規定によって訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を捕捉するためである。

(2) 前記(1)の除外する部分を本項において規定すること

提供の求めの対象から訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除くことにつき、指定法人は、電子判決書等どの部分が閲覧等を制限されているか直ちに把握することができないものの、提供の求めの内容は、「法第2条第1項第1号イからハまでに掲げる電磁的記録に記録されている事項（民事訴訟法第92条第1項その他の法令の規定により同項に規定する訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に係る情報を記録した電磁的記録」などと包括的なものとされることが想定されるから、支障は生じない。

請求できる旨の規定において、その対象から一部のものを除くに当たり、請求をする者において把握し得ない事情によって除くものを特定する例として、半導体集積回路の回路配置に関する法律第48条第1項がある。なお、同法の登録機関として同項に規定する請求に基づき行われる事務を行う一般財団法人ソフトウェア情報センターのウ

ウェブサイトに掲載されている請求書のひな型には、請求者に請求の対象外となる部分を特定させるような記載は見当たらない。

2 民事裁判関連情報の収集整理及び提供を努力義務とする理由（第2項関係）

民事裁判情報に係る裁判について上訴があった旨の情報等は、最高裁判所から提供されることが想定されるものの、民事裁判関連情報は利用者から取得する情報をも含み得るものである。すなわち、民事裁判情報が活用されれば、その結果として、より一層の分析に資する情報

が生じる可能性があり、こうした情報が得られるようになった場合、指定法人がこれらを利用者から取得して民事裁判関連情報として他の利用者に提供できるようにすることを想定している。このように民事裁判関連情報の範囲は広範に及び得るものであり、当該情報の収集整理を指定法人の義務とした場合は、困難を強いることになるおそれがあることから、努力義務にとどめることとする。

このように、民事裁判関連情報の収集整理を努力義務とすることと平仄を合わせるため、その提供も努力義務とするものである。

(参照条文)

○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）【令和四年法律第四十八号による改正後のもの・未施行】

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第一百三十三条第三項において同じ。）（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3～10 (略)

(申立人の住所、氏名等の秘匿)

第一百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著

しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2 (略)

3 第一項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、訴訟記録等（訴訟記録又は第一百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）中前項の規定による届出に係る部分（次条において「秘匿事項届出部分」という。）について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）の請求をすることができない。

4・5 (略)

○ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）

（対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限）

第三十六条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があった場合において、対象領置物件若しくは対象領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録若しくは対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体について証拠の申出があったときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟記録等（民事訴訟法第一百三十三条第三項に規定する訴訟記録等をいう。以下この項及び第三項において同じ。）中当該対象領置物件若しくは当該対象領置物件を複写した記録媒体又は当該対象電磁的記録若しくは当該対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体に係る部分であつて対象姿態等が記録された部分（第三項において「対象姿態等該当部分」という。）について、訴訟記録等の閲覧の請求をすることができる者を原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限るとともに、訴訟記録等の閲覧等（同法第一百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。）の請求のうち閲覧の請求以外の請求をすることができる者を被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限ることができる。

2～4 (略)

○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）

（登録機関の登録等）

第二十八条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、その登録を受けた者（以下「登録機関」という。）に、設定登録、第二十一条第一項及び第二項の登録並びに第四十八条第一項に規定する請求に基づき行われる事務（以下「設定登録等事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2・3 (略)

4 登録機関が設定登録等事務を行う場合における第三条第二項、第四条第二項及び第三項、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第二十一条第三項並びに第四十八条第一項の規定の適用については、これらの規定（第四十八条第一項を除く。）中「経済産業大臣」とあるのは「登録機関」と、同項中「経済産業大臣に対し」とあるのは「登録機関に対し」とする。

(謄本等の交付及び閲覧等の請求)

第四十八条 何人も、経済産業大臣に対し、回路配置原簿の謄本若しくは抄本の交付又は回路配置原簿若しくは第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料（経済産業大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く。）の閲覧若しくは謄写を請求することができる。

2 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

第8条関係（業務規程）

〔概要〕

本条は、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（業務規程）の認可等（第1項）、業務規程の必要的記載事項（第2項）及び法務大臣による業務規程の変更命令（第3項）について規定するものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 業務規程の策定及び認可等（第1項関係）

本法律においては、前記のとおり施策の具体的内容をなす民事裁判情報管理提供業務の在り方を示すため、基本方針において保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項（第4条第2項第3号）を定めるものとしている。当該業務は、この基本方針に沿って行われる必要があることから、本項において、「指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程…を定め」なければならないものとする。

また、当該業務が適正かつ確実に行われることを担保するため、業務規程の策定及び変更については法務大臣の認可を要することとする。

2 業務規程の必要的記載事項（第2項関係）

民事裁判情報管理提供業務は、訴訟関係者の氏名及び住所のみならず、紛争に関する詳細な事実経過に係る情報を取り扱うものであるから、訴訟関係者の権利利益に配慮して行われなければならない。また、公益的性格があるというべきであるから、仮名加工民事裁判情報の提供はなるべく低廉な料金で行われる必要があるとともに、恣意的な提供が行われてはならない。そこで、法務大臣による認可の対象となる業務規程の必要的記載事項として、次の(1)から(6)までの事項を規定することとする。

(1) 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項（第1号関係）

本法律において、訴訟関係者の権利利益に配慮する観点から、指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならないものとしている（第13条第1項）。このような加工が適正かつ確実に実施されるよう、保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項を必要的記載事項とするものである。

(2) 情報提供契約の締結に関する事項（第2号関係）

本法律において、仮名加工民事裁判情報の提供が恣意的に行われることのないよう、指定法人は、正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならず、また、解除をしてはならないものとしている（第10条）。また、訴訟関係者の権利利益を侵害するような態様で当該情報が利用された場合には指定法人が提供を停止することができるよう、情報提供契約には適切な解除事由が定められなければならない。そ

ここで、情報提供契約の締結に関する事項を必要的記載事項とするものである。

(3) 保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項（第3号関係）

指定法人が取り扱う情報が漏えいするなどした場合、訴訟関係者にとって不測の権利利益侵害が生ずるおそれがあるのはもとより、本制度に対する国民の信頼も損なわれることになるから、指定法人は、保有民事裁判情報等を適切に管理することが求められ（第6条第1項第3号参照）、人的・物的な情報セキュリティ対策等を行う必要がある。そこで、保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項を必要的記載事項とするものである。

(4) 料金に関する事項（第4号関係）

提供に係る料金については、なるべく低廉なものとなり、かつ、恣意的に設定されることのないよう、その設定方法を確認するなどして、法務大臣が監督をする必要がある。そこで、料金に関する事項を必要的記載事項とするものである。

(5) 苦情の処理に関する事項（第5号関係）

仮名処理等の漏れがあった場合や、訴訟関係者の権利利益の保護を図るために一定の基準（前記(1)参照）を超える仮名処理等を要する個別具体的な事情がある場合において、利用者や訴訟関係者の申出により、そのことが判明することが想定される。このような場合、指定法人は、当該申出を受けて追加的な仮名処理等を行うなど、必要に応じた処理を行うことが求められる。そこで、苦情の処理に関する事項を必要的記載事項とするものである。

なお、上記の必要に応じた処理の具体例としては、いわゆるパワーハラスメントの被害者が使用者（法人）を被告として損害の賠償を求める事案において、勤務先や所属部署から当該被害者が特定されることを防ぐため、その申出により、勤務先たる被告（法人）の名称について仮名処理等を行う例等が想定される。

(6) その他の必要的記載事項（第6号関係）

以上の各事項のほかにも、民事裁判情報管理提供業務を行う時間及び休日に関する事項等、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項が想定されることから、前各号に掲げるもののほかに必要的記載事項とすべき事項を法務省令に委任することとするものである。

3 業務規程の変更命令（第3項関係）

業務規程は、民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施するために定められるものであることから、そのような機能を十分に果たすことができなくなった場合には、業務規程の変更が行われなければならない。そこで、このような場合における変更命令権を法務大臣に付与することとするものである。

第9条関係（事業計画等）

〔概要〕

本条は、指定法人に対し、事業年度ごとに事業計画及び収支予算を作成し、法務大臣の認可を受けるべき義務等（第1項）を負わせるとともに、事業報告書及び収支決算書を作成・提出すべき義務（第2項）を負わせるものである。

〔規定の内容及び理由〕

民事裁判情報管理提供業務が適正かつ確実に実施されるようにするため、法務大臣が指定法人の業務を適切に監督していくには、指定法人に業務規程を策定させてこれを認可するだけでなく、毎事業年度、健全な事業計画と収支予算を作成させて事業年度の開始前にこれを認可するとともに、これらの変更時にも認可を行い、事業年度の終了後は事業報告書と収支決算書を作成・提出させて、事業の実施状況を監督する必要がある。そこで、本条において、これらの事業計画等に係る規律を設けるものである。

第10条関係（契約の締結及び解除）

〔概要〕

本条は、正当な理由があるときを除き、指定法人が情報提供契約の締結を拒絶してはならない旨（第1項）及び解除をしてはならない旨（第2項）を規定するものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 情報提供契約の締結の拒絶（第1項関係）

民事裁判情報管理提供業務には公益的性格があるというべきであるから、当該業務の一環である仮名加工民事裁判情報の提供は、恣意的に行われることのないようにする必要がある。そこで、本項において、指定法人は、情報提供契約の申込者がある申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならないこととするものである。なお、法務省令においては、正当な理由として、申込者が情報提供契約を締結していたことがある者である場合においてその者につき支払期限を超えてまだ支払われていない料金があること等を規定することを想定している。

2 情報提供契約の解除（第2項関係）

前記1と同様の理由から、指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならないこととするものである。

本項において契約上の義務違反を解除事由として規定するのは、情報提供契約を通じて仮名加工民事裁判情報等の適正な利用を担保するためである。すなわち、仮名加工民事裁判情報等が訴訟関係者の権利利益を侵害するような態様で利用された場合に、指定法人が情報提供契約に基づく仮名加工民事裁判情報の提供を停止することができるよう、情報提供契約において上記のような態様で仮名加工民事裁判情報等を利用することを禁止し、これに違反した場合に当該契約を解除することができるようにすること等を想定している。

なお、法務省令においては、正当な理由として、料金の不払等を規定することを想定している。

第11条関係 (業務の休廃止)

〔概要〕

本条は、民事裁判情報管理提供業務の全部又は一部を休廃止するには法務大臣の許可を受けなければならないものとするとともに（第1項）、当該許可に係る所要の規律を設けるもの（第2項及び第3項）である。

〔規定の内容及び理由〕

1 民事裁判情報管理提供業務の全部又は一部の休廃止を許可制とすること（第1項関係）

本法律では、全国に一を限って民事裁判情報管理提供業務を行う者の指定をするため（第5条第1項）、指定法人が突発的に当該業務の全部又は一部を休廃止したときは、業務の継続性が損なわれ、利用者に不利益が及ぶおそれがある。例えば、指定法人から仮名加工民事裁判情報等の提供を受けて事業を営む者（判例データベースサービスを提供する民間事業者等）が新たな仮名加工民事裁判情報の提供を受けられなくなると、その事業活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。このような事態を防止するため、本項において、指定法人は、法務大臣の許可を受けなければ、民事裁判情報管理提供業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならないこととするものである。

2 前記1の許可に係る所要の規律（第2項及び第3項関係）

第2項は、法務大臣が民事裁判情報管理提供業務の全部の廃止を許可した場合、当該許可に係る指定はその意味を失うことから、指定の取消しを要することなく当該指定は効力を失う旨規定するものである。

第3項は、民事裁判情報管理提供業務の休廃止は、仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者にとって重要な事項であることから、法務大臣が第1項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならないこととするものである。

第 1 2 条関係 (保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

〔概要〕

本条は、指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、民事裁判情報管理提供業務に関して得られた保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない旨規定するものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 規定の趣旨等

保有民事裁判情報等は、民事訴訟法の規定により何人も閲覧できる電子判決書等に記録されている情報と同じ内容ではあるものの、紛争に関する詳細な事実経過に係る情報を含むものであり、指定法人の役職員等がこれを民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用した場合、訴訟関係者の権利利益が侵害されるおそれがあるのはもとより、本制度に対する信頼を損なうこととなる。そこで、本条において目的外使用の禁止規定を設けるものである。ただし、指定法人は、仮名加工民事裁判情報等を利用して司法制度の充実に資する調査及び研究の業務を行うことができるものとしていること（第 6 条第 2 項）から、当該業務を行うためには、保有民事裁判情報等を民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用できることとする（本条ただし書）。また、民事裁判関連情報については、指定法人が収集整理したものの管理を民事裁判情報管理提供業務としているものの（第 6 条第 1 項第 3 号）、その提供については、当該業務を行うためになされるものとしていること（第 7 条第 2 項参照）から、情報提供契約を締結した者に対する民事裁判関連情報の提供が目的外使用の禁止規定に抵触しないことを、本条ただし書において注意的に規定することとする。

なお、他の法令においては、指定法人の役職員に秘密保持義務を課す例が散見されるが、上記のとおり保有民事裁判情報は民事訴訟法の規定により何人も閲覧できる電子判決書等に記録されている情報と同じ内容であって「秘密」とは言い難いことから、本法律において秘密保持義務は設けないこととする。

2 目的外使用の禁止を担保する手段

指定法人の役職員等が本条の規定に違反した場合、法務大臣は、指定法人に対し、違反行為の是正等を監督上必要な命令（第 1 6 条）として命ずることができ、必要に応じて報告徴求及び検査（第 1 7 条第 1 項参照）を行い、指定の取消しをすることができること（第 1 8 条第 1 項第 2 号参照）から、これらの規定をもって目的外使用の禁止を担保することができる。

なお、本条は、第 1 4 条第 3 項において、同条第 1 項又は第 2 項の規定により、委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用されている。これらの者が本条の規定に違反した場合、法務大臣は、

指定法人に対し、委託の取りやめ等を監督上必要な命令（第16条）として命ずることができ、必要に応じて上記の者を含む関係者に対する質問（第17条第1項参照）を行うことができ、状況に応じて、指定法人が民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないものとして（第18条第1項第1号参照）、又は当該命令に違反したものとして（同項第2号参照）、指定の取消しを行うことができる。これらの規定により、指定法人を通じて、委託先においても目的外使用の禁止を担保することができる。

第 1 3 条関係 (仮名加工民事裁判情報の作成等)

〔概要〕

本条は、指定法人が仮名加工民事裁判情報を作成するに当たり、法務省令で定める基準に従って保有民事裁判情報を加工しなければならない旨規定する(第1項)とともに、仮名加工民事裁判情報の取扱いに当たっては、当該情報の作成に用いられた保有民事裁判情報に係る特定の個人を識別するために、他の情報と照合してはならない旨規定する(第2項)ものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 法務省令で定める基準に従って加工しなければならないこと(第1項関係)

前記のとおり、保有民事裁判情報が何ら加工されることなく広く一般に提供されることになれば、訴訟関係者にとって不測の権利利益侵害が生ずるおそれがあることから、本法においては、仮名加工民事裁判情報(第2条第1項第3号)を利用者への提供の対象としている。このように、仮名加工民事裁判情報の作成に当たって行われる加工は、訴訟関係者の権利利益に配慮する観点から行われる重要なものであることから、適正かつ確実に実施されるよう、法務省令で定める基準に従って実施されなければならないものとする。なお、法務省令においては、指定法人が行うべき削除等の措置(第2条第1項第3号参照)や当該措置を講ずべき情報を規定することを想定している。

2 他の情報との照合を禁止すること(第2項関係)

指定法人が仮名加工民事裁判情報を取り扱うに当たって、例えば保有民事裁判情報と照らし合わせて訴訟関係者の氏名を復元するなど、当該仮名加工民事裁判情報の作成に用いられた保有民事裁判情報に係る特定の個人を識別するために、当該仮名加工民事裁判情報を他の情報と照合した場合、訴訟関係者の権利利益に対する配慮の観点から行った加工の趣旨を没却することとなるから、本項において照合禁止の規定を設けることとする。

なお、訴訟関係者による苦情の申出を受けて追加的な仮名処理等の必要な措置を講ずる(第8条第2項第5号参照)に当たっては、申出に係る仮名加工民事裁判情報と申出をした者の氏名等の情報を照合することが必要となる。苦情の処理に関する細則的な規制は法務省令で定めることを想定しているところ、こうした苦情の処理のために当該情報を照合する場合を含めて、「法令に基づく場合」を除くこととする。

第14条関係 (委託)

〔概要〕

本条は、指定法人が民事裁判情報管理提供業務の委託をすることについて、その対象を一部に限定するとともに、法務大臣の承認を要することとし（第1項）、再委託については指定法人の同意と法務大臣の承認を要することとし（第2項）、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者等に目的外使用の禁止規定を準用する（第3項）ものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 民事裁判情報管理提供業務の委託（第1項関係）

本法律は、民事裁判情報管理提供業務を行う者の指定に当たり、当該業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること等の要件を定めている（第5条第1項）。指定法人が業務委託をすることによって、こうした規定の趣旨が損なわれることのないよう、当該業務の全部を委託することは認めず、その一部（AIを用いて行った仮名処理等の確認作業等が想定される。）に限り、法務大臣の承認を得た上で委託することを認めるものとする。

2 民事裁判情報管理提供業務の再委託（第2項関係）

前記1により委託を受けた者が再委託をする場合（例えば、仮名処理等の確認作業全体を統括する会社が、実際に作業に従事する者に対して業務を再委託すること等が考えられる。）に、無制限に再委託が許容されることとすると、当該業務を遂行する能力のない者に対する再委託が行われるなどといった事態が懸念される。そこで、再委託について、指定法人の同意と法務大臣の承認を要することとするものである。

3 目的外使用の禁止規定の準用（第3項関係）

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定（第12条）の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当するから、本項において同条の規定を「前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者」について準用するものである。

第15条関係 (帳簿の備付け等)

〔概要〕

本条は、指定法人に民事裁判情報管理提供業務に関する事項を記載した帳簿の作成及び保存を義務付けるものである。

〔規定の内容及び理由〕

指定法人が民事裁判情報管理提供業務を適切に遂行しているかどうかを法務大臣が把握するためには、当該業務の遂行状況を記載した資料が必要になる。そこで、本条において、指定法人に対し、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を備え付け、民事裁判情報管理提供業務に関する事項で法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならないこととするものである。

第16条関係（監督命令）

〔概要〕

本条は、法務大臣に、指定法人に対する監督上必要な命令を発出する権限を付与するものである。

〔規定の内容及び理由〕

民事裁判情報管理提供業務は、訴訟関係者の氏名や住所のみならず紛争に関する詳細な事実経過に係る情報をも取り扱うものであるから、適正かつ確実に実施されなければならない。そこで、本条において、所管大臣である法務大臣に、監督上必要な命令を発出する権限を付与するものである。

第17条関係（報告及び検査）

〔概要〕

本条は、法務大臣に、指定法人に対する報告徴求権及び検査権限を認め（第1項）、立入検査をする職員に身分証明書の携帯・提示義務を負わせ（第2項）、立入検査権限が犯罪捜査のために認められたものと解してはならないことを明らかにする（第3項）ものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 報告徴求権及び検査権限（第1項関係）

民事裁判情報管理提供業務は、訴訟関係者の氏名や住所のみならず紛争に関する詳細な事実経過に係る情報をも取り扱うものであるから、適正かつ確実に実施されなければならない。そこで、所管大臣である法務大臣に、十分な監督権限を付与するため、本項において、指定法人に対する報告徴求権及び検査権限を認めることとする。

2 身分証明書の携帯・提示義務（第2項関係）

立入検査においては、様々な設備や書類を検査するなどして、指定法人の業務の実施状況を調査することになるので、そのような行為をする権限を有する正当な者であることを示すために、立入検査をする職員に身分証明書の携帯・提示義務を負わせるものである。

3 解釈規定（第3項関係）

第1項による立入検査は、裁判所の令状なしに行うものであるから、令状主義（憲法第35条）との関係で問題が生じないよう、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない旨を注意的に規定するものである。

第18条関係（指定の取消し等）

〔概要〕

本条は、法務大臣に、指定法人の指定の取消し又は民事裁判情報管理提供業務の一時停止を命ずる権限を付与し（第1項）、当該処分をしたときは、その旨を公示しなければならないものとするともに（第2項）、指定の取消しに係る法人は、その管理に係る保有民事裁判情報等を、新たに指定を受ける指定法人に速やかに引き継がなければならないものとする（第3項及び第4項）ものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 指定の取消し等（第1項及び第2項関係）

本法律は、指定法人が適正かつ確実に民事裁判情報管理提供業務を行うよう、指定法人に様々な義務を負わせるとともに、所管大臣である法務大臣に監督権限を認めているが、指定法人がこれらの規制に違反するなどした場合は、不適正な業務の実施が継続しないようにするための措置が必要である。そこで、第1項において、指定の取消しや業務の一時停止を命ずる権限を法務大臣に付与することとする。

取消等の事由としては、①民事裁判情報を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき（第1号）、②この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき（第2号）、③第5条第1項第5号（役員のうち欠格事由に該当する者がいないこと）に該当しないこととなったとき（第3号）又は④第8条第1項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき（第4号）を規定することとする。

また、法務大臣が指定の取消し等の処分をした場合には、それが利用者に影響を及ぼすものであることから、その旨告示しなければならないこととする（第2項）。

2 保有民事裁判情報等の引継ぎ（第3項及び第4項関係）

指定法人に対する指定の取消しが行われ、新たに指定を受ける者が民事裁判情報管理提供業務を行う場合、当該業務の連続性を確保して本制度の安定的な運用を担保することが必要となる。この場合において、取消しに係る法人が保有していたものを含めて新たに最高裁判所から民事裁判情報の提供を受けることとすると、膨大な量の電磁的記録を授受することになり、また、既に実施された仮名処理等もやり直す必要があることから、このような事態を避けるため、第3項において保有民事裁判情報等の引継ぎに係る規定を設け、第4項において、民事裁判情報管理提供業務の引継ぎその他の必要な事項について、法務省令で定めることとする。

第19条関係 (法務省令への委任)

〔概要〕

本条は、民事裁判情報管理提供業務に関し必要な事項について法務省令に委任するものである。

〔規定の趣旨〕

本法においては、民事裁判情報管理提供業務が適正かつ確実に行われるようにするため必要な基本的事項を規定するほか、細目的な事項については、個別に法務省令に委任している（第2条第1項第1号ハ、同項第4号、第6条第1項第3号等）が、これらの事項以外にも法務省令で細則的な規制を行うことが必要になる場合があると考えられることから、そのような場合が生ずることに備えて、本条において一般的な委任をすることとする。

第20条関係〔保有民事裁判情報等の不正提供等〕

〔概要〕

本条は、保有民事裁判情報等のうち、一定の情報の不正提供等について罰則を設けるものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 罰則を設ける必要性

保有民事裁判情報等は、民事訴訟法の規定により何人も閲覧できる電子判決書等に記録されている情報と同じ内容ではあるものの、紛争に関する詳細な事実経過に係る情報を含むものであり、これを取り扱うに当たっては、訴訟関係者の権利利益に対する配慮が求められる。本制度は、指定法人にあらゆる事案に係る民事裁判情報を集約するものであることから、民事裁判情報管理提供業務に従事する者がその取扱いに係る保有民事裁判情報等を不正に利用した場合、その被害が多数かつ広範に及ぶおそれがあり、これを禁圧する必要性が高い。また、本制度の予定しない方法により保有民事裁判情報等が流通することとなれば、本制度に対する国民の信頼も損なわれる。そこで、本条において、保有民事裁判情報等の不正提供等について罰則を設けることとする。

2 主体について

本制度では、民事裁判情報管理提供業務に従事し、保有民事裁判情報等を取り扱う者として、指定法人の役職員その他の従業者及び第14条の規定により委託又は再委託を受けて当該業務に従事する者を予定している。

そこで、本条の罪の主体として、第1号において、指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又これらの者であった者を、第2号において、第14条の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者を、それぞれ規定するものとする。

3 行為について

(1) 本条の罰則の対象とする情報

保有民事裁判情報等のうち、仮名加工民事裁判情報は、本制度上、訴訟関係者の権利利益に配慮するためにその氏名や生年月日を削除するなど所要の措置（第2条第1項第3号に規定する措置）が講じられたものであり、第7条第2項の規定により収集整理した民事裁判関連情報とともに利用者に提供されて自由な活用に供されることが予定されている。したがって、仮名加工民事裁判情報等については、前記1の趣旨が直ちに妥当せず、この趣旨が妥当するのは、第2条第1項第3号に規定する措置によって削除し、又は他の情報に置き換えることが予定されている情報及び削除された情報（削除情報）である。そこで、これらの情報について、本条の罰則の対象にすることとする。

また、第13条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報には、訴訟関係者の氏名をどの記号に置き換えたかが分かる情報が含まれることが想定され、当該情報をもって削除情報を復元できるものについては、前記1の趣旨が妥当するから、加工の方法に関する情報のうち、その情報を用いて削除情報を復元することができるものを本条の罰則の対象にすることとする。

(2) 「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」

保有民事裁判情報等は、民事訴訟法の規定により何人も閲覧することができる電子判決書等に記録されている情報と同じ内容であることから「秘密」とは言い難く、あらゆる提供行為を罰則の対象とするのは広きに失する。そこで、本条において罰則の対象とする提供行為を、特に当罰性の高い「不正な利益を図る目的」で提供する行為に限定している。

4 法定刑について

1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金又はその併科である。

保有民事裁判情報等には、例えば預貯金口座番号やクレジットカード番号など、財産上の利益に関わる秘匿性の高い多種多様な情報が含まれ得るところ、このような情報を欲するいわゆる名簿業者との間で売買されるなど利欲犯的側面が強いことに鑑み、拘禁刑と罰金刑との任意的併科を定めている。

第21条関係〔民事裁判情報管理提供業務の無許可廃止等〕

〔概要〕

本条は、民事裁判情報管理提供業務の無許可廃止、帳簿の備付義務違反並びに報告拒否及び検査忌避等につき、罰則を設ける（第1項）とともに、その両罰規定（第2項）及び刑事訴訟法の適用に関する規定（第3項）を設けるものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 罰則を設ける必要性

民事裁判情報管理提供業務に関し、法務大臣の許可を得ることなく全部廃止した場合は当該業務の継続性が損なわれ（第1号関係）、帳簿の備付義務違反や報告拒否及び検査忌避があった場合は当該業務の適正かつ確実な実施が見込まれなくなる（第2号及び第3号関係）から、これらの行為を抑止するため、本項において罰則を設けることとする。

2 罰則について（第1項関係）

(1) 主体及び行為について

本項の主体は、指定法人の役員又は職員に限らず、「当該違反行為をした者」としている。

本項に規定する処罰対象行為の多くは指定法人の従業者による行為を予定するものであるが、帳簿への虚偽記載・記録（第2号）並びに指定法人の事務所への立入検査における検査妨害及び質問に対する陳述拒否・虚偽陳述（第3号）については、指定法人の役員又は職員以外の者も行うことが可能であり、実際上も、第14条の規定により民事裁判情報管理提供業務の委託又は再委託を受けた者が指定法人の事務所において受託業務に従事中、これらの行為に及ぶおそれがあることから、これらの者による行為を含めて処罰の対象とするものである。

(2) 法定刑について

30万円以下の罰金である。

3 両罰規定について（第2項及び第3項関係）

本条第1項の罪は、その性質上、指定法人又は第14条の規定により委託若しくは再委託を受けた者の業務に関して組織的に行われることが想定され、行為者とは別途、指定法人等を処罰する必要があることから、本条第2項において両罰規定を設けることとしている。

また、第14条の規定により委託又は再委託を受けた者については、法人格を有しない団体である場合が想定されることから、両罰規定の適用に関して、第3項において所要の手続関連規定を設けることとする。

附則第1条関係（施行期日）

〔概要〕

本条は、本法律の施行期日を定めるものである。

〔規定の内容及び理由〕

本法律の施行期日は、所要の政省令の制定に要する期間等を考慮して公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、指定法人が民事裁判情報管理提供業務を開始し、利用者に仮名加工民事裁判情報を提供するためには、その使用に係るシステムと最高裁判所の構築するシステムとの連携等が必要になることから、これに要する期間等を考慮して、業務の実施に係る規定（第6条、第7条、第8条第3項、第9条第2項、第10条から第18条まで、第20条及び第21条の各規定）は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日を施行期日とする。

附則第2条関係（民事裁判情報管理提供業務の準備行為）

〔概要〕

本条は、指定法人が民事裁判情報管理提供業務の実施に係る規定の施行の日前においても、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な準備行為をすることができることとするものである。

〔規定の内容及び理由〕

指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行う前に、その使用に係るシステムと最高裁判所の構築するシステムとの連携等が必要になることから、本条において必要な準備行為をすることができる旨規定するものである。

なお、いわゆる指定法人制度を設ける法律においては、同旨の規定が散見される（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、塩事業法、特定家庭用機器再商品化法等）。

（参照条文）

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

附 則（平成九年六月一八日法律第八五号）

（情報処理センターに係る経過措置）

第四条 情報処理センターは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第十三条の四第一項に規定する情報処理業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

- 塩事業法（平成八年法律第三十九号）

附 則

（生活用塩供給等業務の準備行為）

第九条 センターは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、生活用塩供給等業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

- 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）

附 則

（指定法人に係る経過措置）

第二条 指定法人は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、再商品化等業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附則第3条関係 (調整規定)

〔概要〕

本条は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の全面施行前に本法律の一部が施行された場合に所要の読替えを行う調整規定である。

〔規定の内容及び理由〕

前記のとおり、本法律は一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしているところ（附則第1条本文）、仮に令和7年6月に公布されれば、令和8年3月までに施行することとなる。他方、民事訴訟法等の一部を改正する法律は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内（令和8年5月24日まで）において政令で定める日に施行される。そうすると、本法律の一部が民事訴訟法等の一部を改正する法律よりも先に施行される可能性がある。この場合、同法による改正後の民事訴訟法において新たに創設される「電子判決書」、「電子調書」、「電子決定書」等に係る「民事訴訟法」の規定（後掲表のうち「施行日」が「9月以内」とされているもの）は、令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法と読み替える必要がある。そこで、本条において、所要の調整規定を設けるものである。

なお、本則において別の法律による改正後の他法令の規定を引用し、当該別の法律の施行の日の前日までの間において、当該他法令を「〇〇による改正後の〇〇」と読み替える例として、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律制定附則第3項の例がある。また、別の法律による改正後の他法令において新たに創設されるものを規定し、附則に調整規定を設ける例として、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第22条及び附則第2項の例がある。

（表）

①本法の規定				②引用する	③改正前の民訴	①の
条	項	号	内容	民訴の規定	(用語等)	施行日
2	1	1	イ 電子判決書	252 I	252・253 (判決書)	9月以内
			ファイルに記録	253 II	新設	同上
2	1	1	ロ 電子調書	254 II	254 II (電子調書)	同上
			ファイルに記録	160 II	新設	同上
2	1	1	ハ 電子決定書 (準用)	122	122 (改正なし)	同上
			—	252 I	252・253 (判決書)	同上
			ファイルに記録	253 II	新設	同上
7	1		訴訟記録の閲覧制限	92 I	92 I (閲覧制限)	2年以内
			電磁的記録の閲覧等	45 V②	新設	同上

(参照条文)

- 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）
（地方公務員共済組合に対する国等の負担金の払込みの特例）

第五条（略）

2（略）

3 特例適用期間における各年度に係る地方公務員等共済組合法第四百四十四条の十第四項第一号及び附則第三十五条の三第一項の規定により地方公共団体が負担すべき金額（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）第三百三十二条の四十第二項の規定に基づき地方公務員等共済組合法の規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。以下この条において「団体組合員に係る地方公共団体の負担金」という。）については、当該各年度、地方公共団体の機関は、次の各号に掲げる金額の合計額を地方職員共済組合に払い込むものとする。

- 一 地方公務員等共済組合法第四百四十四条の十第四項第一号の規定により地方公共団体が負担すべき金額（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三百三十二条の四十第二項の規定に基づき同号の規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。）の四分の三に相当する金額
- 二 地方公務員等共済組合法附則第三十五条の三第一項の規定により地方公共団体が負担すべき金額（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三百三十二条の四十第二項の規定に基づき地方公務員等共済組合法附則第三十五条の三第一項の規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。）の四分の三に相当する金額

4～6（略）

附 則

1・2（略）

3 この法律の施行の日から昭和五十七年三月三十一日までの間においては、第五条第三項中「地方公務員等共済組合法」とあるのは「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法」と、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」とあるのは「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）第六条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」とする。

4・5（略）

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）

(船員保険特別会計の見直し)

第二十二條 船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成十八年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条第一項において「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七條の二第一項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成二十二年度までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

附 則

(調整規定)

2 この法律の施行の日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四條の規定の施行の日の前日までの間における第二十二條の規定の適用については、同条中「健康保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四條の規定による改正後の健康保険法」とする。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）

第四條 健康保険法の一部を次のように改正する。

第二章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

第二節 全国健康保険協会

(設立及び業務)

第七條の二 健康保険組合の組合員でない被保険者（以下この節において単に「被保険者」という。）に係る健康保険事業を行うため、全国健康保険協会（以下「協会」という。）を設ける。

2 協会は、次に掲げる業務を行う。

一 第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付に関する業務

二 第六章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務

三 前二号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であつて第五条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの

四 第一号及び第二号に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であつて第二百二十三條第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成

九年法律第二百二十三号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に関する業務を行う。

附則第4条関係 (法務省設置法の一部改正)

〔概要〕

本条は、本法律の規定により新たに設けられる指定法人の監督に関することを法務大臣の所掌事務として明記するものである。

〔規定の内容及び理由〕

1 法務省設置法を改正する理由

民事裁判情報の活用の促進という施策それ自体は、司法制度に関する企画及び立案（法務省設置法第4条第1項第3号）等、法務省の所掌事務に密接に関連し又はこれらに含まれ得るものであるが、本法律における指定法人の監督は、これまで法務大臣が実施していなかった事務であることから、これが法務大臣の所掌事務に含まれることを明記するものである。

2 規定位置

法務省設置法第4条第1項各号の規定の順序は、当該所掌事務が一次的に対応する五つの任務（同法第3条第1項参照）ごとにまとめ、そのまとまりを当該任務項目の順序に従って配列している。また、それぞれのまとまりの中での規定は、原則として所管部局ごとにまとめられている。

民事裁判情報管理提供業務を行う者の監督は、当該業務を行う者の適格性を担保し、自己の情報が提供される訴訟関係者の権利利益の保護を図るために行われることから、「国民の権利擁護」のまとまり（同法第4条第1項第21号から第30号まで）に規定するのが相当であり、そのうち、司法法制部の所掌事務に係る第24号から第25号の2までのまとまりに規定するのが相当である。

その上で、民事裁判情報の活用の促進のための基盤整備として本制度を設けることは、裁判外の紛争解決手続を含む司法サービスの拡充等による司法制度の充実・強化を図る上で有意義であると考えられ、当該手続との関連性があることから、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関すること。」を規定する法務省設置法第4条第1項第25号の2に続けて規定するのが相当である。

なお、仮に新設する規定を同項第26号とした場合、既存の号を繰り下げることとなり、それに伴う形式的な改正が多数発生することとなるから、新設する規定については、枝番号により追加するのが相当である。

以上のことから、新設する規定は、同法第4条第1項第25号の3とする。

(参照条文)

- 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）

(任務)

第三条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、法務省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 法務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

附則第5条関係 (検討)

〔概要〕

本条は、いわゆる検討条項であり、政府は、本法律の全面施行後5年を経過した場合において、本法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものである。

〔規定の内容及び理由〕

本法律は、デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図ることを直接の目的とするものであるところ、デジタル技術は、現在も進展を続けていることから、施行後の状況を踏まえて、必要な見直しを行うため、本条において検討条項を設けるものとする。

なお、判決書が電磁的記録として作成されるのは、令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法が全面施行された日以後に提起される訴えに係る事件である（民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）附則第17条）。民事訴訟及び行政事件訴訟に一定の複雑困難類型が存在することを考えると、あらゆる事件に係る仮名加工民事裁判情報が提供されるようになるまでには一定の年月を要することが想定されるから、検討の目処は、本法の全面施行後5年とする。

(参照条文)

○ 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）

第二条 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

(略)

第二百五十二条及び第二百五十三条を次のように改める。

(電子判決書)

第二百五十二条 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

一～六 (略)

2 前項の規定による事実の記録においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

(言渡しの方式)

第二百五十三条 判決の言渡しは、前条第一項の規定により作成された電子判決書に基づいてする。

2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五 (略)

(訴訟費用額の確定手続に関する経過措置)

第二条 第二条の規定（前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の民事訴訟法（以下「第二条改正後民事訴訟法」という。）第七十一条第二項（第二条改正後民事訴訟法第七十二条及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法第二条に規定する人事訴訟をいう。附則第四条において同じ。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であつて家庭裁判所の管轄に属するものをいう。附則第四条において同じ。）に係る事件を除く。附則第五条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第一百十一条において同じ。）であつてこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があつたものとみなされるものを除く。以下同じ。）及び施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）（以下「第二条改正後事件」と総称する。）における訴訟費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

(判決の言渡しの方式等に関する経過措置)

第十七条 第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条から第二百五十五条まで、第二百五十六条第三項及び第二百八十条の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける判決の言渡しの方式、電子判決書への記録事項、電子判決書に基づかない判決の言渡し、電子判決書及び電子判決書の作成に代わる電子調書の送達、変更の判決に係る言渡り期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る電子判決書への記録事項について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものにおける判決の言渡しの方式、判決書の記載事項、判決書の原本に基づかない判決の言渡し、判決書及び判決書の作成に代えて記載される調書の送達、変更の判決に係る言渡り期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る判決書の記載事項については、なお従前の例による。

2 (略)